

1. 生鮮食品の栄養成分の表示について

(1) 御省は、機能成分米商業化シンポジウムなどで、生鮮食品について、栄養成分を比較した表示・販売をしてはならないと助言しているとの指摘がある。この助言の根拠を教示願いたい

(答)

当省で確認したところ、機能成分米商業化シンポジウム等で「生鮮食品について、栄養成分を比較した表示・販売をしてはならない」との助言を行っているという事実はなかった。

1 . 生鮮食品の栄養成分の表示について

(2) 生鮮食品の栄養成分表示について、例えばコメの場合、厚生労働省HPにおいて、現在情報提供されている栄養成分を米袋に表示して販売することは可能か教示願いたい。

(答)

栄養成分の表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号）で規制されていない。このため、健康増進法（平成14年法律第103号）を含め、他法令の問題がクリアされており、消費者の誤認を招くような表示でない限り問題はないと考えている。

1. 生鮮食品の栄養成分の表示について

(3) 生活習慣病の予防に加え、国産農産物の需要拡大の観点からも、機能性農産物の普及が進むことが望まれ、そのためには、生鮮食品についても栄養成分の表示が進むことが有効だと考えるが、栄養成分の表示を進めることについて、見解をお示し願いたい。

(答)

栄養成分の表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号）で規制されていない。このため、健康増進法（平成14年法律第103号）を含め、他法令の問題がクリアされており、消費者の誤認を招くような表示でない限り問題はないと考えている。